○国土交通省告示第千三百四十三号

建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十九条の六第一項及び第二十一条の二第一項の規定に基づき、経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十二月十七日　国土交通大臣　中野　洋昌

経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求の時期及び方法等を定めた件の一部を改正する告示

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第二　申請の方法 一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。 一　提出書類 イ　（略） ロ　確認書類 申請者が次に掲げる書類を有する場合にあっては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあっては、これに準ずる書類とする。 1～4　（略） 5　規則別記様式第二十五号の十四別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る次に掲げる書類 (1)　（略） (2)　事業所の名称が記載された雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し又は所属企業の雇用証明書の写し (3)　（略） 6～24　（略） 二　（略）	第二　申請の方法 一に掲げる書類を二に規定する方法により提出して申請するものとする。 一　提出書類 イ　（略） ロ　確認書類 申請者が次に掲げる書類を有する場合にあっては、次に掲げる書類、これを有しない場合にあっては、これに準ずる書類とする。 1～4　（略） 5　規則別記様式第二十五号の十四別紙二による技術職員名簿に記載されている職員に係る次に掲げる書類 (1)　（略） (2)　事業所の名称が記載された健康保険被保険者証の写し又は雇用保険被保険者資格取得確認通知書の写し (3)　（略） 6～24　（略） 二　（略）

附　則

この告示は、令和六年十二月十七日から施行する。

○国土交通省告示第千三百四十四号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項の規定に基づき、令和六年十二月一日付けで同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人として次の法人を指定したので、同法第十八条第一項の規定に基づき公示する。

令和六年十二月十七日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　名称
　ハウスプラス住宅保証株式会社
　住所
二　東京都港区海岸一丁目十一番一号
　保険等の業務を行う事務所の所在地
三　イ　東京都港区海岸一丁目十一番一号
　ロ　宮城県仙台市青葉区中央二丁目十番十二号
　ハ　愛知県名古屋市東区葵二丁目三番十五号
　ニ　大阪府大阪市北区天神橋二丁目五番二十五号
　ホ　福岡県福岡市博多区比恵町三番十七号
四　保険等の業務の開始の日
　令和六年十二月一日

○国土交通省告示第千三百四十五号

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第二十九条第一項の規定により、同法第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人であるハウスプラス住宅保証株式会社について、次のとおり保険等の業務の全部の廃止を許可したので、同法第二十九条第三項の規定に基づき公示する。

令和六年十二月十七日　国土交通大臣　中野　洋昌

一　名称
　ハウスプラス住宅保証株式会社
　住所
二　東京都港区海岸一丁目十一番一号
　保険等の業務を行う事務所の所在地
三　イ　東京都港区海岸一丁目十一番一号
　ロ　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番二十三号
　ハ　愛知県名古屋市東区葵二丁目三番十五号
　ニ　大阪府大阪市北区天神橋二丁目五番二十五号
　ホ　福岡県福岡市博多区比恵町三番十七号
四　廃止の日
　令和六年十二月一日

○国土交通省告示第千三百四十六号

貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第八条第三項（同法第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、標準国際利用航空運送約款（平成二年運輸省告示第五百九十四号）の一部を次のように改正する。

令和六年十二月十七日　国土交通大臣　中野　洋昌

第三十七条第一項中「二十二特別引出権」を「二十六特別引出権」に改める。

附　則

この告示は、令和六年十二月二十八日から施行する。

○北陸地方整備局告示第五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和六年十二月十七日　北陸地方整備局長　髙松　諭

一　施行者の名称　富山県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年北陸地方整備局告示第四十三号南砺都市計画道路事業三・四・七号谷今町線
三　事業施行期間　自平成二十八年三月三十日至令和九年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし